

# 平成25年度 町の人事行政 運営等の状況

町の人事行政運営等についてご理解をいただき、皆さんとともに“小さくてもきらりと光る美しいまち”づくりを進めるため「下諏訪町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、給与、服務等について、平成25年度の概要を公表いたします。  
(給与等は平成26年4月1日の状況も併せて公表いたします。)

■問い合わせ  
下諏訪町 総務課  
庶務人事係  
電話27-1111  
(内線251・252)



## 1 任免及び職員数の状況

(1) 採用の状況 (平成25.4.1～平成26.3.31) (単位：人)

職種	事務職等	保育士	消防士	保健師	ハイム天白	合計
男性	6		2			8
女性	5					5
計	11		2			13

(2) 退職の状況 (平成25.4.1～平成26.3.31) (単位：人)

職種	事務職等	保育士	消防士	保健師	ハイム天白	合計
男性	6		2			8
女性	1	2		1	2	6
計	7	2	2	1	2	14

(3) 職員数の状況 (各年度4月1日現在) (単位：人)

職種	事務職等	保育士	消防士	保健師	ハイム天白	合計
26年度	156	32	28	9	18	243
25年度	148	32	29	10	23	242
差引	8	0	△1	△1	△5	1

## 2 給与の状況

平成25年度一般会計における人件費の決算額は、12億9,154万円で、歳出決算額83億6,084万円の15.4%です。この人件費には、町長、副町長、教育長及び町議会議員などの特別職に支給される給料、報酬、手当などを含んでいます。

(1) 級別職員数の状況 (各年度4月1日現在) (単位：人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
26年度	49	50	64	28	42	5	5	243
25年度	50	44	67	29	42	7	3	242

(2) 職員給与費の状況 (一般会計当初予算)

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり年額(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
26年度	174	593,098千円	74,149千円	211,096千円	878,343千円	5,048千円
25年度	169	581,390千円	70,081千円	207,668千円	859,139千円	5,084千円

(3) 職員の平均給料、平均給与、平均年齢の状況 (各年度4月1日現在)

区分	平均給料 (月額)	平均給与 (月額)	平均年齢
26年度	286,900円	317,657円	40歳 0月
25年度	288,000円	315,987円	40歳 3月

(4) 経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況 (平成26年4月1日現在)

経験年数	7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
大学卒	226,200円	260,600円	299,000円
高校卒	— 円	— 円	— 円

(6) 職員手当の状況

①期末・勤勉手当 (平成25年度支給割合)

区分	期末	勤勉
6月期	1.225月分	0.675月分
12月期	1.375月分	0.675月分
計	2.600月分	1.350月分
加算	職務の級等による加算措置 有	

(5) 初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	初任給
大学卒	172,200円
高校卒	140,100円

②時間外勤務手当 (平成25年度)

支給総額	18,167千円
一人当たり月額	10,587円

③特殊勤務手当 (平成25年度普通会計)

支給総額	541千円	代表的な手当の名称
一人当たり月額	1,610円	税務手当、清掃作業手当、図書館等勤務手当

④その他の手当 (平成26年4月1日現在)

区分	手当の説明	国との異同
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。	同じ
住居手当	借家または借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給されます。	同じ
通勤手当	通勤のために交通機関または交通用具等で通勤する職員に支給されます。	同じ

⑤退職手当 (平成25年度支給割合)

区分	自己都合	勸奨・定年
最高限度額	55.86月分	55.86月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分
その他の加算措置	定年前早期退職の特例2～20% 職務の級に応じた調整60月分	
特別昇給	無	

(7) ラスパイレス指数の状況

国家公務員を100として、町職員の平均給料月額を学歴別、経験年数別に比較した指数です。25年度は国より2.0ポイント上回っています。(※2)

年度	ラスパイレス指数
平成25年度	102.0 (94.2) (※1)
平成24年度	101.8 (94.1) (※1)

※1 ( ) 内の数値は国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値。

※2 平成25年度は国の給与改定特例法による措置後の値は2.0ポイント上回っていますが、措置前の値は5.8ポイント下回っています。

(8) 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	月額	期末手当	
		6月期	12月期
町長	762,000円	(平成25年度支給割合)	
副町長	627,000円		
教育長	543,000円	1.40月分	
議長	328,000円		
副議長	266,000円	1.55月分	
常任委員長・議会運営委員長	251,000円		
議員	237,000円	計	2.95月分

3 勤務時間、休憩時間の状況/標準的なもの (平成26年4月1日現在)

勤務時間		休憩時間	週休日・休日
始業時刻	終業時刻		
午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで	土曜日及び日曜日 祝日法に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで

4 分限及び懲戒処分等の状況 (平成25.4.1～平成26.3.31)

職員の身分保障を前提としつつ、職責を果たすことが期待できない時に、職員の意に反する不利益な取扱いをすることで、公務能率の維持と適正な行政運営の確保を目的としています。	分限処分		懲戒処分	
	件数	備考	件数	備考
	2件	免職 0件 降任 0件 降給 0件 休職 2件	1件	免職 0件 停職 0件 減給 0件 戒告 1件

5 服務の状況 (平成25.4.1～平成26.3.31)

区分	人数	内容等
職務に専念する義務の免除	50人	町関係団体の事務又は業務に従事する場合 統計調査員等
営利企業等の従事制限	20人	営利企業等の事務又は業務に従事する場合 統計調査員等

6 福利厚生制度の状況 (平成25.4.1～平成26.3.31)

区分	内容等
市町村職員共済組合事業	市町村共済組合に加入し、職員と町が分担拠出する財源により医療や年金給付を受けています。
職員安全衛生事業	定期健康診査 12項目 受診人数 224人、人間ドック助成 30人、ノーネクタイ・落ち葉清掃 全員、メンタルヘルス対応、相談事業等の実施
職員福利厚生事業	長野県市町村職員互助会と下諏訪町職員等互助会を通して福利厚生事業を実施しています。 なお、各団体へ負担金を下記のとおり支出しています。 ○長野県市町村職員互助会 1,958千円 ○下諏訪町職員等互助会 1,654千円

7 勤務成績の評定の状況 (平成25年度)

評定の回数	年2回
評定の時期	4月、10月
被評定者数	242人

8 公平委員会の報告事項 (平成25.4.1～平成26.3.31)

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件